

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ミクシィ

(E05617)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	15
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	15
(5) 【大株主の状況】	15
(6) 【議決権の状況】	15
① 【発行済株式】	15
② 【自己株式等】	15
2 【株価の推移】	16
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期財務諸表】	18
(1) 【四半期貸借対照表】	18
(2) 【四半期損益計算書】	19
【第1四半期累計期間】	19
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	20
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21
【注記事項】	22

2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社ミクシィ
【英訳名】	mixi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 健治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	（03）5738－5900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 小泉 文明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	（03）5738－5900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 小泉 文明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	2,883	10,052
経常利益(百万円)	1,013	3,764
四半期(当期)純利益(百万円)	550	2,011
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—
資本金(百万円)	3,712	3,700
発行済株式総数(株)	151,278	150,692
純資産額(百万円)	11,746	11,172
総資産額(百万円)	12,635	13,042
1株当たり純資産額(円)	77,648.86	74,141.96
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	3,648.41	13,450.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3,542.65	12,940.73
1株当たり配当額(円)	—	—
自己資本比率(%)	93.0	85.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△246	2,532
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△138	△1,076
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	23	42
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	7,377	7,739
従業員数(人)	199	170

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第10期第1四半期累計(会計)期間より表示単位を千円単位から百万円単位に変更しましたので、従来千円単位で掲記していた事項についても百万円単位に組替え表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	199（60）
---------	---------

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．従業員数が前事業年度末より29名増加しておりますが、主に業容拡大に伴う新卒社員の入社によるものであり、そのうち半数以上がインターネットメディア事業に配属されております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	販売高(百万円)
インターネットメディア事業	2,620
インターネット求人広告事業	263
合計	2,883

(注) 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国の経済は、企業収益、民間設備投資、及び、個人消費においても一段と厳しい状況になってまいりました。内閣府の6月の月例経済報告でも、「景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要がある。」と景気の先行きについての懸念を強めております。

インターネット関連業界におきましては、総務省の平成19年「通信利用動向調査」によりますと、インターネットの利用者は8,811万人に達しました。また、携帯電話等の移動端末からの利用者数が7,287万人と増加しております。このような環境のもと、当社ではインターネットメディア事業が順調に推移し、当第1四半期の売上高は2,883百万円となりました。また、営業利益は1,010百万円、経常利益は1,013百万円、四半期純利益は550百万円となりました。

事業別の営業状態は以下のとおりであります。

①インターネットメディア事業

当事業においては、「mixi」の機能改善及び新機能追加により、ユーザー数は平成20年6月30日現在で約1,490万人、月間ページビュー（以下、「PV」という。）はパソコン経由が約48億PV、携帯電話経由が約88億PVと順調にメディア力が拡大いたしました。また、「mixiモバイル」の広告及びユーザーの属性によって配信が可能なバナー広告の販売が好調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は2,620百万円（うち広告売上高2,470百万円、課金売上高149百万円）となりました。

②インターネット求人広告事業

当事業におきましては、IT系の求人情報に特化することにより他社との差別化を図ること、及び、自社媒体である「mixi」を活用することによる高い広告宣伝効果と広告宣伝費の抑制により、利益率を確保しながら収益の拡大を目指して参りました。

一方で、求人広告市場においては有効求人倍率が低下を続けていること等、事業環境が悪化してきており、当第1四半期会計期間の売上高は263百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

①財政状態

前事業年度末から当第1四半期会計期間末までの財政状態の主な変動としましては、資産については流動資産が11,322百万円から10,905百万円に減少したことが挙げられます。負債及び純資産については流動負債が1,870百万円から889百万円に減少し、利益剰余金が3,800百万円から4,351百万円に増加したことが挙げられます。

増減の主な要因としましては、流動資産及び流動負債においては、法人税等の支払いによる現金及び預金の減少及び未払法人税等の減少であります。また、利益剰余金においては、四半期純利益の増加によるものであります。

②キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して361百万円の減少となり、残高は7,377百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において営業活動により使用した資金は246百万円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が1,006百万円となったものの、法人税等の支払額1,260百万円により減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において投資活動により使用した資金は138百万円となりました。これは主に、インターネットメディア事業で使用するサーバー等の固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において財務活動により得られた資金は23百万円となりました。これは、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	528,000
計	528,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年8月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	151,278	151,278	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	151,278	151,278	—	—

（注）「提出日現在発行数」の欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 平成16年2月6日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月1日 至 平成26年2月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$

4. 平成16年2月19日開催の取締役会決議により平成16年3月17日付で1株を10株に株式分割を行い、平成17年1月19日開催の取締役会決議により平成17年2月28日付で1株を2株に分割、平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

② 平成17年1月31日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	42
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	420
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月1日 至 平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

③ 平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,027
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,054
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

④ 平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑤ 平成18年1月11日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月1日 至 平成27年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑥ 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑦ 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	586	151,278	11	3,712	11	3,682

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、ngi group株式会社 (旧ngi capital株式会社) から平成20年5月12日付の大量保有報告書の写しの送付がありました。ngi group株式会社と子会社のngi capital株式会社がngi group株式会社を存続会社として吸収合併することに伴い、平成20年5月1日で全株承継し、10,045株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、ngi group株式会社 (旧ngi capital株式会社) の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	ngi group株式会社 (旧ngi capital株式会社)
住所	東京都港区赤坂二丁目17番22号 赤坂ソインタワー本館10階
保有株券等の数	株式 10,045株
株券等保有割合	6.67%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日 (平成20年3月31日) に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 150,692	150,692	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	150,692	—	—
総株主の議決権	—	150,692	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	1,100,000	956,000	837,000
最低（円）	803,000	726,000	664,000

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は以下の通りであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	コーポレート デザイン室長	代表取締役社長	—	笠原 健治	平成20年7月1日
取締役	経営管理本部長 兼 広報IR部長 兼 経理財務部長	取締役	経理管理本部長 兼 広報IR部長 兼 コーポレート デザイン室長	小泉 文明	平成20年7月1日
取締役	経営管理本部長 兼 広報IR部長 兼 経理財務部長 兼 人事部長	取締役	経理管理本部長 兼 広報IR部長 兼 経理財務部長	小泉 文明	平成20年8月1日
取締役	Find Job ! 事業部長	取締役	—	生田 将司	平成20年8月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 金額の表示単位の変更について

当社の財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当第1四半期会計期間より百万円単位で記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しています。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,377	7,739
売掛金	1,372	1,412
有価証券	1,998	1,998
その他	167	183
貸倒引当金	△10	△11
流動資産合計	10,905	11,322
固定資産		
有形固定資産		
建物	164	164
減価償却累計額	△18	△13
建物（純額）	146	150
工具、器具及び備品	1,491	1,431
減価償却累計額	△606	△537
工具、器具及び備品（純額）	885	894
有形固定資産合計	1,031	1,045
無形固定資産	129	115
投資その他の資産		
その他	572	562
貸倒引当金	△3	△2
投資その他の資産合計	569	559
固定資産合計	1,729	1,719
資産合計	12,635	13,042
負債の部		
流動負債		
未払金	348	384
未払法人税等	417	1,300
賞与引当金	36	32
その他	87	152
流動負債合計	889	1,870
負債合計	889	1,870
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,712	3,700
資本剰余金	3,682	3,670
利益剰余金	4,351	3,800
株主資本合計	11,746	11,172
純資産合計	11,746	11,172
負債純資産合計	12,635	13,042

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	2,883
売上原価	510
売上総利益	2,372
販売費及び一般管理費	※1 1,362
営業利益	1,010
営業外収益	
有価証券利息	2
雑収入	0
営業外収益合計	2
経常利益	1,013
特別利益	
貸倒引当金戻入額	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産除却損	6
特別損失合計	6
税引前四半期純利益	1,006
法人税、住民税及び事業税	406
法人税等調整額	49
法人税等合計	456
四半期純利益	550

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	1,006
減価償却費	108
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4
受取利息	△2
固定資産除却損	6
売上債権の増減額 (△は増加)	40
未払金の増減額 (△は減少)	△41
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△55
その他	△52
小計	1,013
法人税等の支払額	△1,260
営業活動によるキャッシュ・フロー	△246
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,997
有価証券の償還による収入	2,000
有形固定資産の取得による支出	△116
無形固定資産の取得による支出	△23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△138
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	23
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△361
現金及び現金同等物の期首残高	7,739
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 7,377

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

(売上原価の計上基準の変更)

従来、販売費及び一般管理費に計上しておりましたインターネットメディア事業におけるサービスの構築にかかる人件費等の費用につきましては、当第1四半期会計期間より売上原価に計上することと致しました。

当該事業においては引き続き新サービスの拡充を行う方針であり、また組織体制の見直しにより、当期からサービスの構築に関連する部門がより明確になりました。これらにより、売上と売上原価の対応関係をより適切に行うため、当該部門に係る人件費等の費用を売上原価に計上することと致しました。

この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、売上原価が162百万円増加し、販売費及び一般管理費が同額減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売手数料	659百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	7,377
現金及び現金同等物	7,377

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 151,278株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 77,648.86 円	1株当たり純資産額 74,141.96 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,648.41 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3,542.65 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	550
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	550
期中平均株式数(株)	150,892
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(株)	4,504
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要	-----

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

株式会社ミクシィ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシィの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシィの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。